

# 何やってるの!?テーマ募集中

→ 希望するテーマ、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入し、はがき、ファクス、Eメールで市役所広報課(1号)へ。

! 市への素朴な疑問(?)、批判的な事柄(!)などについて、率直にお答えするコーナーです。

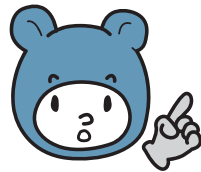
## 理由もなく納税の義務を怠っている人には厳しく対応すべきだ!

私は、安い給料で生活費がぎりぎりの状態ですが、納税は「義務」なので、なんとか納期限までに納めています。でも、実際には納期限が過ぎても納めていない人がいるようです。苦しくてもちゃんと納税している側としては、このような人たちをととても腹立たしく思います。市は、厳しく取り立てなどをしているのでしょうか? (東区・30代・男性)



しかしその一方で、納期を過ぎても納められていない方がいるのも事実です。うっかり納期を忘れていた方や、何らかの事情により納税が困難になった方など、未納の事情はさまざま。納期限までに完納していない場合は、納期限

まで自主的に納めていただいています。害などさまざまな事情を抱えている方を含め、ほとんどの方には、所得や資産の状況に応じて決められた額の税金を、口座振替などを利用し、納期限までに自主的に納めていただいています。



皆さんが納めている税金は大切な市の財源の一つです。これにより市は、福祉や教育、除雪、道路・公園の整備など、生活に必要な行政サービスを提供することができています。病気やけが、災害などさまざまな事情を抱えている方を含め、ほとんどの方には、所得や資産の状況に応じて決められた額の税金を、口座振替などを利用し、納期限までに自主的に納めていただいています。

未納のままほったらかし「滞納」している場合こそ、財産を差し押さえることになるかもしれません

# 何やってるの!?

## 市役所って



### 第3号

### 担当部署

財政局納税指導課  
☎211-2292

市では、子供たちにも税金の大切さを理解してもらおうと、毎年中学生を対象に「税の作文」を募集しています。

今年度の札幌市長賞受賞者

- 平岸中学校3年 松田 歩さん
- 向陵中学校3年 田口 薫さん
- 平岡中央中学校3年 鎌田 航平さん
- 稲穂中学校1年 畠 沙里さん
- 厚別北中学校2年 植田 小百合さん

おめでとう☆



から三十日以内に督促状を送付して納付を促しています。それでも滞納の状態が続くなどした場合、市としては、きちんと納税している方との公平さを保つために、給与や不動産といった財産の差し押さえなど厳しい処分を行うこととなります。特別な事情で納められない場合は、必ず区役所の納税課へご相談ください。

### どこに相談すればいいの?



個々の状況や事情によっては納める時期を遅らせたり、分割して納付したりすることができる場合があります。相談は、区役所(19号) 納税課の窓口で随時お受けしているほか、平日の夜間や休日に相談窓口を開設することがあります(本誌などでお知らせ)ので、ぜひご利用ください。

### 差し押さえた不動産はどうなるの?



市が差し押さえた不動産は、持ち主が未納のまましていると公売(本誌などでお知らせ)、市税に充てられることになります。公売日までに納付されると公売には至りませんが、不動産鑑定料などの滞納処分費が加算されるので負担が大きくなります。

●納期限を確認しよう  
市税の納期は、市民税や固定資産税など税の種類によって異なります。本誌のお知らせに掲載しているほか、地下鉄車内にポスターを掲示するなど、お知らせしていますので、ご確認ください。

納期限を忘れていた! ということはありませんか? ぜひ口座振替をご利用ください。納付するたびに金融機関へ出向く必要もなくなり、便利です。

口座振替でも安心!

税金の収納を担当する私たちは、「なくそう!滞納」を合言葉に日々業務に励んでいるところですが、一部の滞納者の中には、税金を納められるにもかかわらず、納めていない方がいます。きちんと納めていたでいる方との公平性を図ることも私たちの重要な役割の一つです。そのため、本当に納めることが困難かどうかを見極めるため

担当者の

つぶやき



に、厳密な調査が欠かせません。時には大声で怒鳴られ困惑することもあります。毅然と対応させていただいていきます。  
納期限を過ぎても未納のままですと、延滞金が増え、財産を差し押さえるという厳しい処分をせざるを得ません。納税が困難な事情がある場合には、ほっておかず、速やかにご相談ください。

市民の皆様には、一部の固定資産税額の誤りなどでご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。市では、信頼の回復と再発防止に一層努めますので、今後とも市政にご理解とご協力をお願いいたします。

※延滞金は、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて年14・6%(最初の一月月間は年4・1%)の割合を乗じて計算します。